

2022 年 9 月 5 日

金融庁

総合政策局総合政策課サステナブルファイナンス推進室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範（案）」に対する意見について

2022 年 7 月 12 日付で意見募集が開始された「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範（案）」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範 (案)」に対する意見 (案)

#	頁	該当箇所	意見等
1	8	<p>2. 本文書について—ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範</p> <p>(3) 本行動規範に係る留意点</p> <p>②原則主義 (プリンシプルベース)</p> <p>また、行動規範の内容・位置付けについても、今後、市場の発展に応じて随時、必要に応じ、見直しを図っていくことが適当と考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価機関、企業双方の自助努力に依存するかたちだと実効性が限定的となる可能性があるため、例えば、評価機関の対応が不明確な場合には何らかの改善を促す体制を整備するなど、実効性を高める手段についても見直しのなかで検討いただきたい。
2	10	<p>2. 本文書について—ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範</p> <p>(3) 本行動規範に係る留意点</p> <p>④行動規範の対象とするサービス</p> <p>また、例えば、報道機関が、時々の報道内容に応じて都度行う ESG 評価に係るランキング等は、B. のように自らの事業の一環として反復・継続して評価を提供するものではないことから、基本的に想定する必要はないと考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの事業の一環として反復・継続して評価を提供するものではないとしても、報道機関によるランキングや評価は投資判断に一定の影響を与えることを踏まえると、報道機関によるランキングや評価にも透明性や公平性は求められると思料する。このような反復・継続しない評価についても、本行動規範がどのように適用し得るか検討いただきたい。

#	頁	該当箇所	意見等
3	15	<p>2. 本文書について—ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範</p> <p>(3) 本行動規範に係る留意点</p> <p>⑦IOSCO 報告書との比較</p> <p>[人材の育成]</p> <p>ESG 評価等や投資については、環境・社会面など ESG に関する専門性と、金融面に関する専門性の双方が重要であるが、専門分科会でも、こうした専門性を兼ね備える人材は市場全体として必ずしも十分でないとの指摘があった。</p>	<p>・原則 2 において専門的人材の育成の必要性を指摘いただいているが、原則 4 で例示されている開示項目には明確に位置づけられていない。少なくとも、専門的人材の育成方針や実際の取組みの開示について検討いただきたい。</p>
4	18	<p>3. 原則、指針および考え方</p> <p>原則 1 (品質の確保)</p> <p>考え方</p> <p>また、例えば、情報収集、評価、評価結果を開示した後のフィードバック等、データ・評価提供に係る一連のプロセスを経て、サービス提供の方針と評価結果の間に乖離が引き続いて見られるといった場合には、評価の手法等について更なる改善余地がある可能性もある。</p>	<p>・企業へのアンケートにもとづき ESG 評価を行う場合に、評価スケジュールが開示されず、短期間での回答が求められるケースが散見される。原則 6 において、回答の収集時期を十分前に当該企業に伝達することとされているが、評価結果の適切性に影響を及ぼす可能性があるため、適切な評価サイクルの策定と開示を検討いただきたい。</p>

#	頁	該当箇所	意見等
5	24	<p>3. 原則、指針および考え方 原則4（透明性の確保） 考え方</p> <p>評価の目的・考え方・基本的方法論の具体的項目として、例えば、以下のような事項を、まとめてわかり易く開示すること。各社の状況や項目の重要性・有用性等を鑑みて対象を集約又は限定するなど、合理的な範囲・方法で対応すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価手法の具体的内容（具体的な評価の基準、評価で重要となる指標やウェイト、評価の対象事業・企業、その他の評価結果の差異に大きくつながり得る手法の内容） 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準や評価指標が国際的あるいは地域的なガイドライン等を踏まえているかを説明することも利用者の利便性を高めるうえで有益であると思料する。
6	24	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象とするリスク等項目について、顕在化する時間軸の想定なども開示することで利用者の理解がより高まることが期待される。

#	頁	該当箇所	意見等
7	29	<p>3. 原則、指針および考え方 原則6（企業とのコミュニケーション） 指針</p> <p>ESG 評価・データの対象となる企業から、評価・データの 情報源について重要又は合理的な問題提起があった場合 には、自らの評価手法や顧客対応の方針等を踏まえて、 少なくとも根拠となる重要なデータの正確性を企業が確 認することを許容し、誤りがあれば訂正するなど、適 時・適切に対処すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ESG 開示、特にガバナンスに関する開示は、法令等による制限から法域によるばらつきが想定される。したがって、特定の法域に属する企業の評価が不本意に低下するなど、不公平を生むケースも想定されることから、原則4にもとづき採用した評価指標を明らかにするとともに、特定の法域に属する企業が不利益を被ると認められる場合は公正な評価に近づける改善を行うようご配慮いただきたい。

以上